

## 不利益処分に係る処分基準(条例等)

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成6年条例第40号) 第34条	中止命令違反の過料処分	資源循環推進課

条例第34条に基づき、条例第14条の2第2項の家庭系廃棄物の集積場所から資源物(びん・缶・ペットボトル・容器包装・古紙・生ごみ等)を収集し、又は運搬しないよう命じられた者が違反した場合は、5万円の過料に処する。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。